

京都市都市公園条例の一部を改正する条例(平成25年12月24日京都市条例第82号)  
(建設局水と緑環境部緑政課)

使用料の延滞金の割合を改定する等の必要があるため、次のとおり京都市都市公園条例の一部を改正することになりました。

- 1 近年の低金利の状況を踏まえ、市税条例において当分の間市税の延滞金の割合を軽減する措置を講じることにより、当分の間、都市公園の使用料の延滞金の割合を軽減する措置を講じようとするものである。
  - 2 1の措置の適用がない場合の使用料の延滞金の割合を、軽減措置の適用がない場合の市税の延滞金の割合に合わせるとともに、当該使用料の延滞金の徴収に係る端数計算の方法を定めようとするものである。
  - 3 都市公園の使用料について督促をしたときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収することとするため
  - 4 災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、都市公園の使用料の延滞金を減額し、又は免除することができるようにする必要があるため
- この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川大作

京都市条例第82号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「納付しない」を「納入しない」に、「納付すべき」を「納入すべき」に改め、同条第2項中「前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない」を「市長は、前項の規定により督促をした」に、「当該金額」を「使用料の額」に、「納付した」を「納入の」に改め、「までの」の右に「期間の」を加え、「14.5パーセント」を「14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 4 第2項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第11条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割

合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(建設局水と緑環境部緑政課)